



神奈川県

KANAGAWA

# 神奈川県観光振興計画



平成 25 年 4 月

## ご あ い さ つ

私たちの神奈川は、美しい海岸線、緑あふれる山並み、豊かな温泉といった変化に富んだ魅力あふれる自然に恵まれています。また、「武家の古都・鎌倉」の寺社をはじめとする、歴史・文化遺産も時代を越えて受け継がれてきました。さらに産業面では、日本有数の産業集積を誇る一方、箱根寄木細工や鎌倉彫などの伝統工芸品も数多くあります。

県では、このような多彩な地域資源を活かした観光を通じて本県の活力を高める「観光立県かながわ」の実現をめざし、2009（平成21）年に「神奈川県観光振興条例」を制定するとともに、その条例に基づき、2010（平成22）年に「神奈川県観光振興計画」を策定いたしました。今般、計画期間である3年間の観光をめぐる環境の変化などに対応した観光振興施策を推進するため、新たな計画を策定いたしました。

この計画では、これまで観光資源として捉えていなかった「いのち」や「生活」に関わる様々な分野に着目し、従来よりさらに広がりのある観光の取組みを充実させてまいります。

具体的には、文化芸術の人を引き付ける力を活かした新たなまちの賑わいづくりをめざす「マグカル（マグネット・カルチャー）」事業の展開や、医食農同源の取組みなど新しい分野と連携した観光の推進による「何度も訪れたいくなる神奈川」の実現と、商店街観光ツアーの推進や、観光まちづくり人材の育成による「観光で元気になる神奈川」の実現をめざします。

また、急速に経済成長を遂げているアジアをはじめとする外国人の観光需要を取り込むことが、地域経済の活性化にとって一層重要となっているため、新たな観光の核づくりや「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録の推進と魅力発信に取り組み、「外国人を引きつける魅力あふれる神奈川」の実現をめざします。

新たな計画の策定に当たりましては、「神奈川県観光審議会」の委員の皆様をはじめ、県民の皆様、また観光事業者や観光関係団体の皆様から多くの貴重な御意見や御提言を頂きました。改めて皆様の御協力に深く感謝申し上げます。

今後は、「☆*Again, Kanagawa*（何度も訪れたいくなる神奈川）」、「☆*Attractive Kanagawa*（外国人を引きつける魅力あふれる神奈川）」、「☆*Active Kanagawa*（観光で元気になる神奈川）」が揃った「トリプルAのかながわ」の実現に向けて、計画の着実な推進を図ってまいります。引き続き皆様の温かい御理解とお力添えをお願いいたします。

平成25年4月

神奈川県知事 高岩祐治



## 目 次

1	計画の基本的な考え方	1
(1)	計画の趣旨	1
(2)	計画の性格	1
(3)	計画の期間	1
(4)	これまでの取組みの検証等	1
(5)	神奈川県観光の現況	2
(6)	観光立県かながわ実現に向けた課題	8
2	神奈川の観光の将来像	10
3	重点プロジェクト	11
(1)	何度も訪れたいくなる神奈川	13
(2)	外国人を引きつける魅力あふれる神奈川	15
(3)	観光で元気になる神奈川	16
4	施策体系	17
大柱1	魅力ある観光地の形成	18
大柱2	外国人観光客の誘客促進	25
大柱3	観光関連産業の成長促進	28
5	達成目標の設定	31
6	観光振興重点期間	33
7	計画の推進体制・進行管理	34
(1)	計画の推進にあたって	34
(2)	計画の推進体制	34
(3)	計画の進行管理	35
<参考>	施策体系表	36
	神奈川県観光振興条例	39
	神奈川県観光振興計画策定経過	42
	神奈川県観光審議会委員名簿	42

# 神奈川県観光振興計画

## 1 計画の基本的な考え方

### (1) 計画の趣旨

県では、観光の振興により将来にわたる持続的な本県の経済社会の発展が図られる観光立県かながわの実現を図るため、2009（平成21）年10月に「神奈川県観光振興条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、条例に基づき「神奈川県観光振興計画」（以下「計画」という。）を2010（平成22）年3月に策定しました。

この計画は2010（平成22）年度から2012（平成24）年度までの3か年の計画とされています。最終年度までの間、観光へのニーズは一層の多様化が進み、スポーツや映画など様々な分野に広がっており、これらのニーズを的確に捉えた地域ならではの素材を活用した取組みが求められています。

さらに、2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災や世界的な景気の低迷、為替の変動が、外国人観光客数に影響を及ぼしている一方、急速に経済成長を遂げているアジアの観光需要を取り込むことが、地域経済の活性化にとって一層重要となっています。

そこで、観光立県かながわの実現に向けて、観光をめぐる環境の変化や観光の動向に対応した観光振興施策を総合的、計画的に推進するため、2013（平成25）年度をスタートとする新たな計画を策定するものです。

### (2) 計画の性格

ア この計画は、条例に基づく観光の振興に関する基本的な計画とします。

イ この計画は、県の総合計画である「かながわランドデザイン」を補完し、特定課題に対応する個別計画として策定します。

### (3) 計画の期間

ア 2013（平成25）年度から2015（平成27）年度の3か年の計画とします。

イ なお、必要に応じて、計画期間内であっても、社会経済情勢の変化に対応するため、随時見直しを行うこととします。

### (4) これまでの取組みの検証等

県は、これまで計画に位置づけた施策と重点プロジェクトに基づき、市町村や観光事業者等と連携して、魅力ある観光地の形成、観光資源の開発促進、観光まちづくりの促進、広域連携の促進やホスピタリティの向上、観光まちづくり人材の育成、さらに、様々な形での地域の魅力の情報発信などに取り組み、2010（平成22）年度までは一定の成果を上げてきました。

しかしながら、2011（平成23）年は東日本大震災等の影響により、入込観光客数や外国人観光客の来訪が大きく落ち込みました。さらに、2012（平成24）年に日本政府が尖閣三島の所有権を取得して以降、中国からの観光客が伸び悩んでいる状況があります。

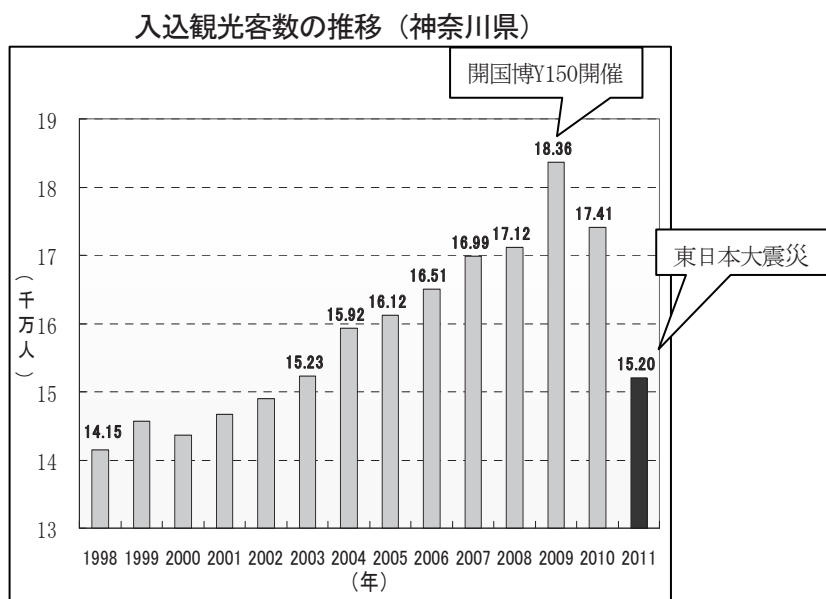
このように観光は、社会情勢や経済状況の変化などに大きな影響を受ける産業ですが、裾野が広く、本県の経済において重要な役割を担うことが期待されています。今後とも地域の魅力づくりをはじめとして、受入体制の充実、観光を担う人材の育成など、様々な面から観光客の来訪と消費に繋がる取組みを、市町村や観光事業者等と連携、協働し推進する必要があります。

(5) 神奈川の観光の現況

ア 観光客数

～東日本大震災で大きく減少した観光客～

県を訪れる観光客数は、2000（平成12）年以降、9年連続して増加を続け、開国博Y150の開催された2009（平成21）年は過去最高の1億8千3百万人を記録しましたが、2011（平成23）年は東日本大震災の影響により大きく減少しました。

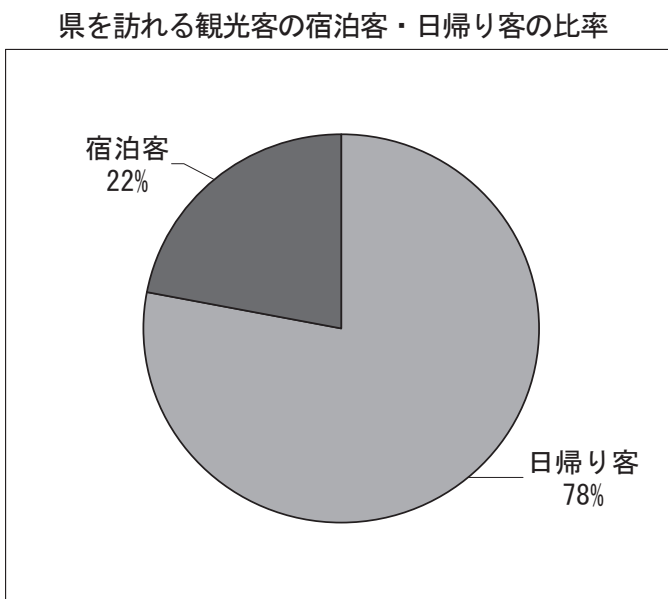


神奈川県「入込観光客調査」平成23年

イ 宿泊客・日帰り客の比率

～日帰りが多い観光客～

県を訪れる観光客の約80%は日帰りの観光客となっています。観光消費額の大きい宿泊を伴う観光客は約20%に留まっています。



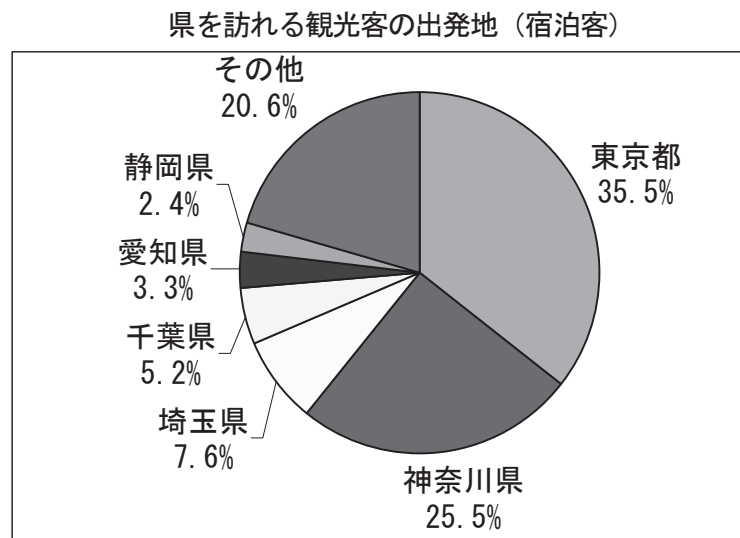
神奈川県「観光客消費動向等分析調査」平成23年度

## ウ 観光客の出発地

～首都圏からの観光客が多くを占める～

(宿泊客)

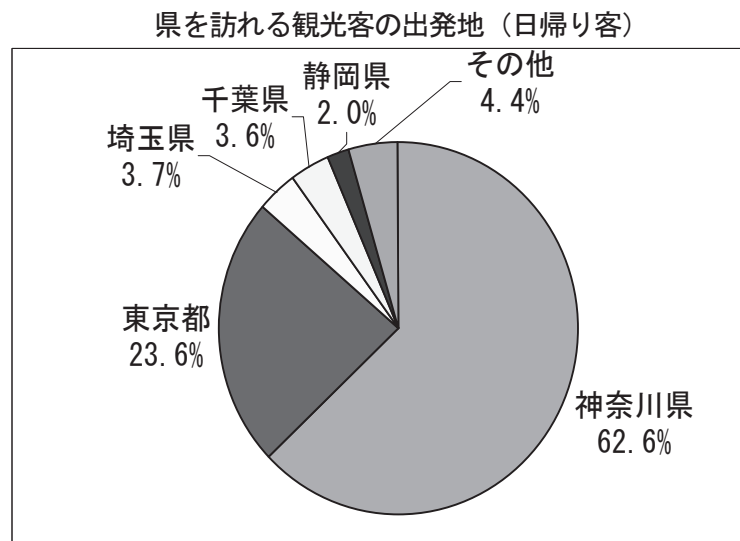
県を訪れる宿泊客の出発地は、約50%が東京都・埼玉県・千葉県であり、さらに、県内で観光する者も、約25%となっています。



神奈川県「観光客消費動向等分析調査」平成23年度

(日帰り客)

県を訪れる日帰り客の出発地は、約30%が東京都・埼玉県・千葉県であり、さらに、県内で観光する者も、約63%となっています。



神奈川県「観光客消費動向等分析調査」平成23年度

エ 観光客の来訪目的

～自然や風景の見物・鑑賞が高い割合～

県を訪れる観光客の来訪目的は、自然・風景が特に高い割合を示しており、次いで遺跡・文化財、温泉浴、ショッピング・飲食の順となっています。

観光客の来訪目的（複数回答）

大目的	小目的	回答割合
見物・鑑賞	自然・風景	43.5%
	遺跡・文化財	19.8%
	イベント・祭り	5.2%
	博物館・動植物園	10.5%
	スポーツ観戦	0.6%
	その他	9.2%
体験	温泉浴	16.7%
	釣り	0.4%
	果物狩り	0.3%
	ショッピング・飲食	16.6%
	遊園地	7.8%
	趣味・研究	4.2%
	その他の体験	7.7%
運動・健康	登山	3.9%
	ハイキング	7.7%
	ゴルフ	0.0%
	テニス	0.1%
	マリンスポーツ	0.7%
	サイクリング	1.2%
	その他の運動	2.5%
その他		11.2%

神奈川県「観光客消費動向等分析調査」平成23年度

オ 余暇のニーズの多様化

～多様化する余暇活動～

2012（平成24）年の余暇活動の「現在の目的」は、2年前(2010（平成22）年）と比べ、「社会や人のために役立つこと」、「好奇心を満たすこと」、「技術や腕前の向上をめざすこと」の回答が増加しています。

余暇活動の目的の推移（複数回答）

（単位：％）

余暇活動の目的	1997年	2010年(n=3110)			2012年(n=3294)		
	現在の目的	現在の目的	今後の目的	今後-現在	現在の目的	今後の目的	今後-現在
心の安らぎを得ること	59.1	66.9	67.0	0.1	63.5	61.9	▲ 1.6
健康や体力の向上をめざすこと	40.2	48.7	59.9	11.2	53.4	62.0	8.6
家族との交流を楽しむこと	42.8	45.2	50.4	5.2	49.5	53.0	3.5
友人や知人との交流を楽しむこと	57.8	46.2	51.2	5.0	48.3	53.1	4.8
身体を休めること	48.5	52.3	50.8	▲ 1.5	48.1	44.8	▲ 3.3
知識や教養を高めること	25.2	36.7	46.1	9.4	38.9	42.7	3.8
好奇心を満たすこと	11.3	27.6	30.4	2.8	35.8	34.6	▲ 1.2
日常生活の解放感を味わうこと	35.7	38.9	39.2	0.3	34.6	33.2	▲ 1.4
自然に触れること	35.4	35.9	44.9	9.0	33.2	40.4	7.2
自分で作れる喜びを満たすこと	19.8	24.9	28.7	3.8	30.9	31.8	0.9
芸術や美的な関心を満たすこと	16.5	24.5	30.8	6.3	24.4	28.4	4.0
技術や腕前の向上をめざすこと	8.9	14.2	18.1	3.9	21.7	22.2	0.5
仕事や学習に役立つこと	8.7	18.9	20.7	1.8	21.1	21.7	0.6
実益(収入)に結びつくこと	6.0	15.1	25.6	10.5	20.7	26.8	6.1
社会や人のために役立つこと	9.9	11.9	25.7	13.8	20.5	33.2	12.7
創造力を発揮すること	6.0	12.4	16.8	4.4	18.5	21.4	2.9
仕事や学習への新しい意欲を得ること	9.0	14.2	18.9	4.7	17.8	21.1	3.3
ぜいたくな気分にあはれること	9.1	21.4	32.5	11.1	17.5	23.7	6.2
推理、想像を楽しむこと	3.8	8.3	8.8	0.5	15.0	14.5	▲ 0.5
賭けや偶然を楽しむこと	5.6	7.4	6.8	▲ 0.6	9.8	8.3	▲ 1.5
腕を競い競争すること	4.2	3.6	3.8	0.2	6.6	5.7	▲ 0.9
スリルを味わうこと	3.7	4.6	5.0	0.4	6.0	5.3	▲ 0.7

(注) 1997年、2010年、2012年は調査年を示す。

公益財団法人日本生産性本部「レジャー白書2012」



## カ 観光の情報源

### ～インターネットの役割の高まり～

(日本人観光客)

県を訪れる観光客の情報源は、宿泊観光客ではインターネットの割合が特に高くなっています。

日本人観光客の情報源

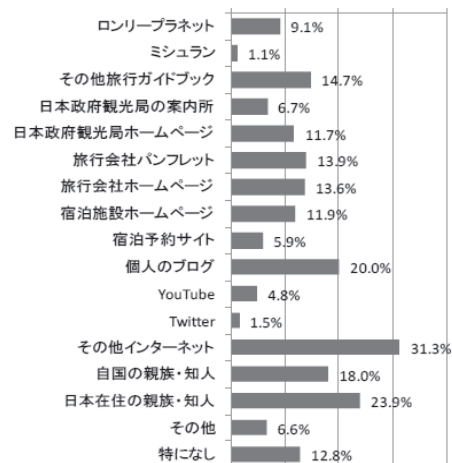
	家族や友人の勧め (口コミ)	旅行ガイドブック	旅行雑誌	旅行会社パンフ レット	旅行会社店頭での 情報	テレビ・ラジオ	インターネット	駅や社内のポス ター	行政の観光パンフ レット等	タウン誌・フリー ペーパー	その他
宿泊客	23.3%	15.6%	8.8%	11.2%	4.3%	2.0%	40.1%	1.2%	2.9%	2.3%	12.2%
日帰り客	24.6%	8.4%	4.5%	1.9%	0.4%	3.7%	14.1%	1.7%	1.4%	1.2%	20.6%

神奈川県「観光産業に関する基礎調査」平成20年度

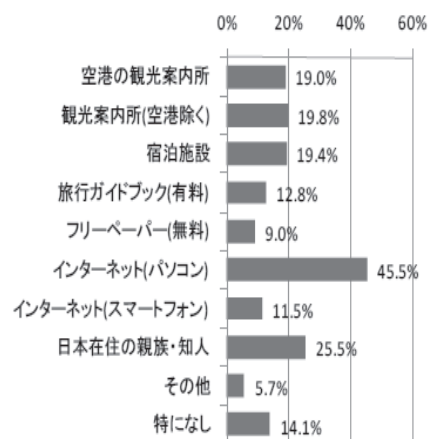
(外国人観光客)

外国人観光客の情報源もインターネットが高い割合となっており、滞在中はスマートフォンの利用も10%以上に上ります。

訪日外国人が出発前に得た旅行情報で役に立ったもの(全国籍、複数回答)



訪日外国人が日本滞在中に得た旅行情報で役に立ったもの(全国籍、複数回答)



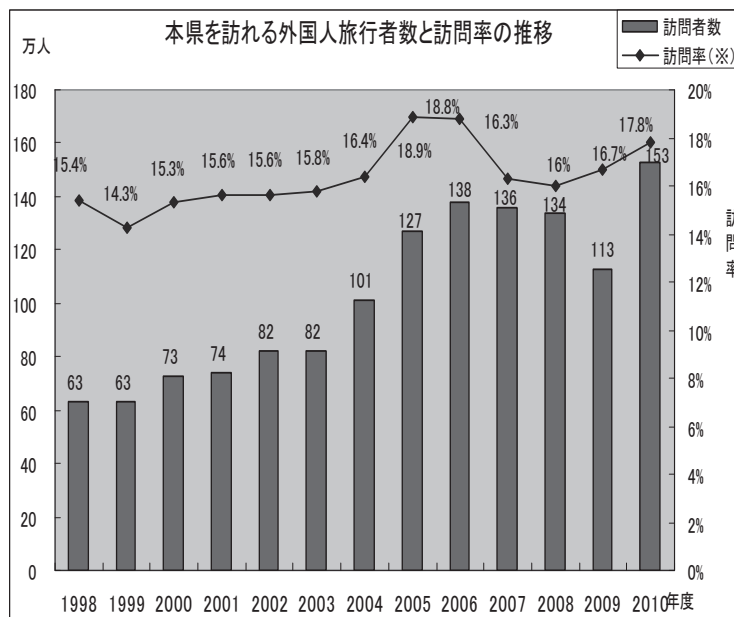
観光庁「訪日外国人の消費動向」平成23年

## キ 外国人旅行者の状況

～順調に推移する外国人旅行者、しかし東日本大震災の発生が・・・～

県を訪れる外国人旅行者は、新型インフルエンザの流行が危惧された2009(平成21)年を除けば、順調に推移してきました。

しかし、東日本大震災の発生により2011(平成23)年は大きく減少したと推計されます。



※2011年は調査未実施

日本政府観光局(JNTO)資料を基に神奈川県観光課で作成

## ク 外国人旅行者の訪問者数(国別)

～高い割合の東アジアからの来訪～

県を訪れる国別の訪問者数では、中国からの旅行者が2010(平成22)年には約30%を占めるなど、中国、韓国、台湾など東アジアからの来訪が多くなっています。

本県を訪れる外国人旅行者数(国別)

	2006年		2007年		2008年		2009年		2010年	
	人数(人)	全体比	人数(人)	全体比	人数(人)	全体比	人数(人)	全体比	人数(人)	全体比
韓国	310,000	22.5%	310,000	22.8%	280,000	20.9%	150,000	13.3%	264,000	17.2%
中国	230,000	16.7%	330,000	24.3%	360,000	26.9%	300,000	26.5%	514,000	33.5%
台湾	220,000	15.9%	180,000	13.2%	150,000	11.2%	150,000	13.3%	165,000	10.7%
米国	170,000	12.3%	160,000	11.8%	150,000	11.2%	140,000	12.4%	152,000	9.9%
香港	40,000	2.9%	50,000	3.7%	60,000	4.5%	30,000	2.7%	47,000	3.1%
豪州	30,000	2.2%	20,000	1.5%	20,000	1.5%	30,000	2.7%	35,000	2.3%
英国	40,000	2.9%	40,000	2.9%	40,000	3.0%	30,000	2.7%	29,000	1.9%
その他	340,000	24.6%	270,000	19.9%	280,000	20.9%	300,000	26.5%	329,000	21.4%
合計	1,380,000	100.0%	1,360,000	100.0%	1,340,000	100.0%	1,130,000	100.0%	1,535,000	100.0%

日本政府観光局(JNTO)資料を基に神奈川県観光課で作成

## ケ 外国人観光客の来訪目的

～東アジアからの観光客の来訪目的は、温泉／リラックスが高い割合～

県を訪れる、東アジア(中国、韓国、台湾など)からの来訪目的は、「温泉／リラックス」、「自然・景勝地の見学」が高い割合を示しています。

県を訪れる外国人観光客の来訪目的(複数回答) (単位 上段:人 下段:%)

区分	サンプル数	合計	温泉／リラックス	買物	日本食(食事)	自然・景勝地の見学	横浜など都市の観光	最新の日本文化(漫画・アニメ等)の見学や体験	歴史・伝統文化の見学や体験	産業・技術等の見学	その他
全体	5,204	8,919	1,738	522	744	2,215	1,484	182	1,255	95	514
	100.0%	-	33.4%	10.0%	14.3%	42.6%	28.5%	3.5%	24.1%	1.8%	9.9%
米 国	910	1,497	216	60	84	359	283	33	313	9	115
	100.0%	-	23.7%	6.6%	9.2%	39.5%	31.1%	3.6%	34.4%	1.0%	12.6%
中 国	533	918	283	56	70	278	73	14	45	23	50
	100.0%	-	53.1%	10.5%	13.1%	52.2%	13.7%	2.6%	8.4%	4.3%	9.4%
韓 国	259	370	112	9	32	67	35	8	20	17	53
	100.0%	-	43.2%	3.5%	12.4%	25.9%	13.5%	3.1%	7.7%	6.6%	20.5%
台 湾	711	1,247	320	158	136	250	214	22	69	11	41
	100.0%	-	45.0%	22.2%	19.1%	35.2%	30.1%	3.1%	9.7%	1.5%	5.8%
イギリス	236	439	76	11	28	129	68	12	89	2	19
	100.0%	-	32.2%	4.7%	11.9%	54.7%	28.8%	5.1%	37.7%	0.8%	8.1%
香 港	217	371	103	31	41	102	55	5	15	2	11
	100.0%	-	47.5%	14.3%	18.9%	47.0%	25.3%	2.3%	6.9%	0.9%	5.1%
オーストラリア	277	485	82	22	40	102	95	13	87	3	32
	100.0%	-	29.6%	7.9%	14.4%	36.8%	34.3%	4.7%	31.4%	1.1%	11.6%
そ の 他	2,046	3,561	541	174	310	921	655	74	610	28	193
	100.0%	-	26.4%	8.5%	15.2%	45.0%	32.0%	3.6%	29.8%	1.4%	9.4%

神奈川県「外国人観光客実態調査報告」平成23年度

## (6) 観光立県かながわ実現に向けた課題

これまでの取組みや現況を踏まえ、観光立県かながわの実現に向け、次の課題を整理しました。

### ア 地域の観光魅力づくり

本県には、それぞれの地域が育んだ独自の地域資源が多数存在しています。地域自らがその地域の固有の資源を活用した観光魅力づくりを進め、人々を引きつける強いマグネット力をもつ個性的な観光地の形成を引き続き進める必要があります。

さらなる誘客を図るためには、独自の魅力や人々との触れ合いを通じて、何度も訪れたくなる神奈川を実現する必要があります。

### イ 広域連携の推進

観光資源には自然、歴史・文化、産業など、広域に分布しているものがあり、広域的な連携により、観光魅力を相互に補完し、相乗効果により観光客の回遊性を高めることが重要です。

また、広域的な観光資源の分かりやすい情報提供など、観光客の利便性の向上を図ることが必要です。

最近では、海外や遠方からの誘客のために、富士山や東京湾など複数都県にまたがる資源に着目した観光振興も活発になってきており、今後も資源の特性を生かして、連携を進めていく必要があります。

### ウ 観光客のニーズの多様化への対応

近年、エコツーリズム(※1)やグリーン・ツーリズム(※2)、産業観光(※3)などの体験・学習型の観光が増えています。また、アニメや映画、スポーツ、医療なども新たな観光資源として注目をされています。

今後、さらなる観光客の誘客を図るには、これらのニーズを的確に捉えた、神奈川の魅力を最大限に生かした取組みを一層進めていく必要があります。

### エ 持続的な観光の振興

将来に向けて持続する観光を展開するためには、観光資源や景観を含む自然環境の維持保全に加え、地域と一体となった取組みを進めることが必要です。

併せて、観光消費による経済効果や地域住民の自らの地域の再評価や誇りの醸成など、観光振興によるプラス面の効果に関する啓発とともに、観光客のマナーの向上に向けた働きかけなど、地域の視点に立った観光の展開などを進める必要があります。

- 
- ※1 エコツーリズム：観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深める活動。
- ※2 グリーン・ツーリズム：農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動（農作業体験や農産物加工体験、農林漁家民泊、さらには食育など）。
- ※3 産業観光：歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、学びや体験を伴うもの。

## オ 宿泊滞在型観光の促進

本県への観光客は、日帰り客が全体の約80%を占めています。観光の振興による経済的な効果をより高めるためには、より多くの観光消費が期待される宿泊を伴う滞在型観光、周遊型観光の促進が必要です。

## カ 観光における安全・安心の確保

東日本大震災は、被災地に壊滅的な打撃を与え、本県の観光分野においても多大な影響を及ぼしました。また、地震以外でも台風や感染症の流行、重大な事故の発生などは、これまでも観光に大きな影響を及ぼしています。

観光振興においては、外国人観光客を含めた全ての観光客が、安全に安心して旅行を楽しめるよう、取組みの充実が求められています。

## キ 新たな情報通信手段の活用

スマートフォンやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）（※）をはじめとする情報通信技術や機器の目覚ましい発展は、観光客の情報収集や利便性の向上などの面から、その活用が大きく期待されています。

今後は、様々な情報通信手段の特性などを踏まえながら、効果的な情報発信やサービスの提供を積極的に進める必要があります。

## ク 観光客の受入体制の整備

観光地へのアクセス向上や観光客に分かりやすい観光案内の充実を図り、年齢や障害の有無に関わらず、誰でも観光を楽しむことができる環境整備が必要です。

また、住民一人ひとりがおもてなしの心を持ち、神奈川全体で多くの観光客を引きつける必要があります。

## ケ 外国人観光客のさらなる誘客

外国人観光客のさらなる誘客のためには、海外プロモーション活動に併せて、宿泊滞在に結びつく国際会議や見本市、海外からの教育旅行の誘致に積極的に取り組む必要があります。

さらに、滞在中の外国人観光客が、快適に旅行ができるよう、外国語による案内の充実など受入体制の整備を行う必要があります。

## コ 観光まちづくり人材の育成

観光振興を推進するには、観光まちづくりをリードする中核的な人材や観光サービスの担い手など、様々な分野での観光人材の育成が必要です。

また、接遇の向上やおもてなしの心の醸成など、地域全体のホスピタリティの向上を図る必要があります。

---

※ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）：会員制のウェブサイト上で、名前や職業・趣味・写真などの個人情報を公開し、会員同士で互いに友人を紹介しあったり、知り合いを増やしたりできる機能を提供するサービス。

## 2 神奈川の観光の将来像

「かながわグランドデザイン」の将来像を踏まえた、神奈川の観光の3つの将来像の実現をめざします。

〈かながわグランドデザインの将来像〉

行ってみたい、住んでみたい、  
人を引きつける魅力あふれる神奈川

〈神奈川の観光の将来像〉



### 何度も訪れたい神奈川

豊かな自然、歴史・文化、優れた都市景観、個性あふれる街並みなど、多彩な観光魅力を最大限に生かし、魅力の創出とホスピタリティがあふれる、何度も訪れたい神奈川を実現します。



### 外国人を引きつける魅力あふれる神奈川

外国人観光客を引きつける神奈川ならではの魅力づくりと観光プロモーションを展開し、快適に旅行を楽しめる神奈川を実現します。



### 観光で元気になる神奈川

多くの観光客が神奈川を訪れることや、地域が主体となったまちづくりが進むことで、元気ある神奈川を実現します。

### 3 重点プロジェクト

神奈川の観光の3つの将来像の実現に向け、施策体系のうち特に重点的に取り組むプロジェクトとして、「かながわランドデザイン」のプロジェクトのうち、観光振興に関連する取組みを中心として位置付けます。これらのプロジェクトについては、各プロジェクト間及び他の施策との連携を十分に図りながら推進していきます。

プロジェクトの取組みを通じて、観光客の県内における周遊性を高めるとともに、滞在型の観光を進めてまいります。

#### (1) 何度も訪れたいくなる神奈川

- 新たな観光の核づくり
- 地域活性化に向けた拠点づくり
- 地域の観光魅力の向上や情報発信
- 「水のさと かながわ」づくり—水の観光の促進
- 「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録の推進と魅力発信
- 文化芸術によるにぎわいの創出—「マグカル」の展開
- 医食農同源の取組みなど新しい分野と連携した観光の推進

#### (2) 外国人を引きつける魅力あふれる神奈川

- 外国人観光客の誘客促進
- 新たな観光の核づくり（再掲）
- 「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録の推進と魅力発信（再掲）

#### (3) 観光で元気になる神奈川

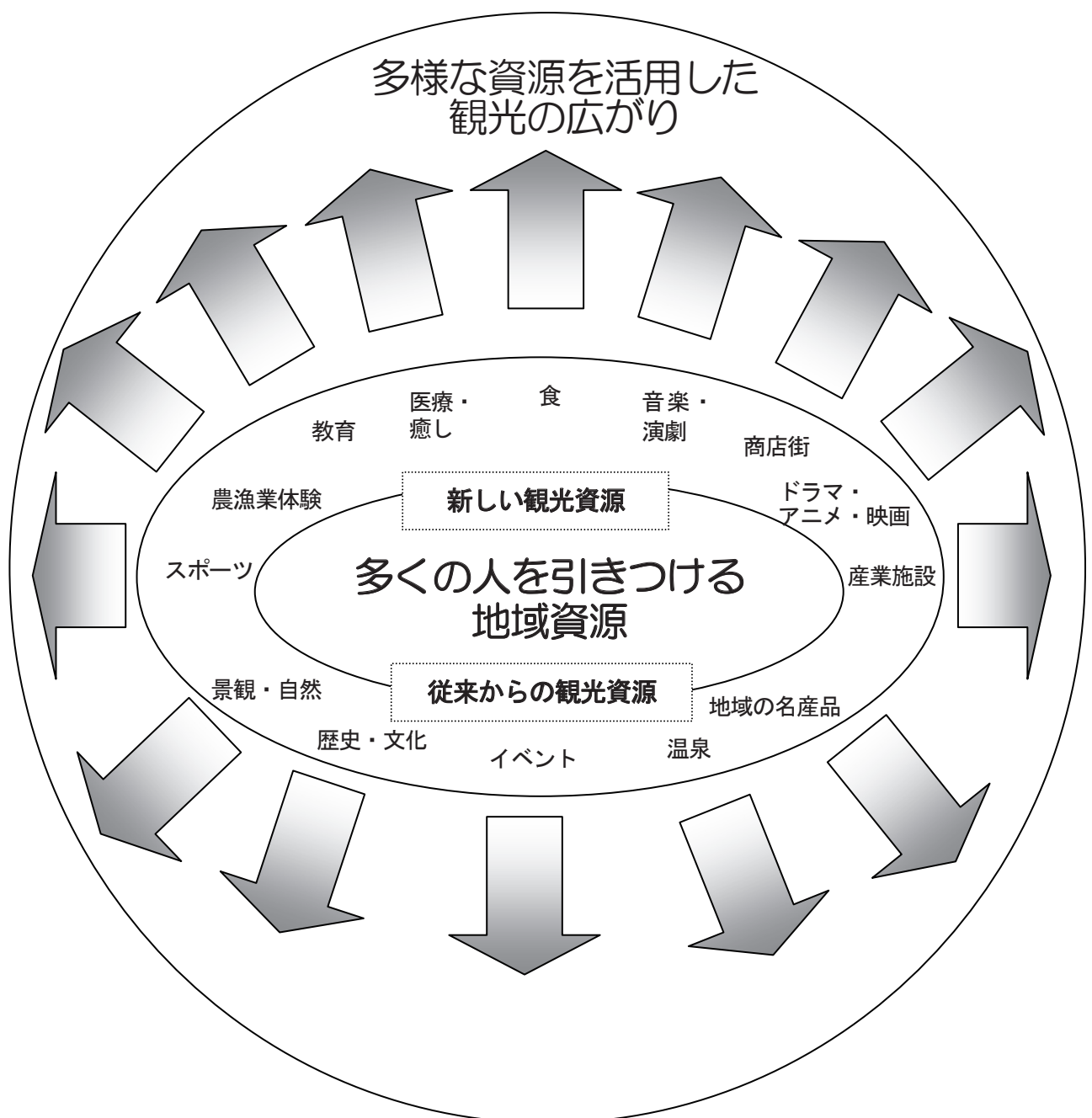
- 観光まちづくり人材の育成や観光関連産業の活性化
- 商店街を核とした地域の魅力づくり—商店街観光ツアーの推進

## 〈観光の広がり〉

県には、優れた景観を形成し、貴重な体験を可能とする豊かな自然、「武家の古都・鎌倉」などの歴史・文化、箱根・湯河原など日本を代表する温泉、日本の近代化を支えてきた様々な産業の集積、地域の名産品の数々など多くの観光資源があります。

また、近年では、農漁業体験やドラマ・アニメ・映画、地域ならではの食など、テーマ性が強い観光資源を取り入れた旅行が増加しています。

今後、医療・癒し、教育、音楽、演劇、商店街など、いのちや生活に関わる様々な分野を観光資源として捉えた新たな取組みが求められており、順次重点的に取り組んでまいります。





## (1) 何度も訪れたくなる神奈川

【関係局】 政策局・県民局・環境農政局・産業労働局・県土整備局・教育局

### 新たな観光の核づくり

横浜・鎌倉・箱根に次いで、海外にも強力に発信できる魅力的で新たな観光の核づくりを進めるため、企業や市町村などから、その実現のための構想やプロジェクトを募集し、優れたものを認定します。

また、県は、認定した城ヶ島、大山、大磯を対象とする構想の実現に向けて、地域の取組みと連携し、積極的なPR支援などを行っていきます。

### 地域活性化に向けた拠点づくり

江の島、大涌谷など、市町村や民間、地域住民などの連携により、既に自主的に取組みが進んでいる地域について、県がその活動を支援し、地域と連携することにより、一層の魅力アップを図るモデルを創出していきます。

### 地域の観光魅力の向上や情報発信

豊かな自然、歴史・文化、優れた都市景観、個性あふれる街並みなど、地域の観光資源を旅行者に紹介する「観光セリ市場」をはじめとした取組みを通じて、地域の魅力向上や旅行商品化を促進します。

また、国内外からの観光客の増加を図るため、県内の観光情報を積極的に発信していきます。

### 「水のさと かながわ」づくりー水の観光の促進

神奈川の豊かな水を観光資源として活用し、地域の魅力向上を図るため、水の観光キャンペーンなどに取り組みます。

### 「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録の推進と魅力発信

世界遺産登録を視野に入れ、神奈川が誇る歴史的な文化遺産である「武家の古都・鎌倉」を守り、後世に伝える取組みを進めるとともに、その魅力を積極的に発信します。

## 文化芸術によるにぎわいの創出ー「マグカル」の展開

文化芸術の人を引き付ける力を活かした新たなまちの賑わいづくりをめざす「マグカル(マグネット・カルチャー)」事業を展開します。

## 医食農同源の取組みなど新しい分野と連携した観光の推進

医療・癒し、教育、商店街など、いのちや生活に関わる様々な分野を観光資源として捉えた新たな取組みが求められており、順次重点的に取り組んでいきます。

### ◆マグカル(マグネット・カルチャー)とは

ニューヨークのプロードウェイに世界中から人が集まるように、文化芸術が持つ、人をひきつける力を神奈川の魅力の一つとしたいという発想から「マグカル」は生まれました。

まず、横浜市中区から西区のエリアにおいて、既存の文化芸術施設に加え、歴史的建造物である県庁本庁舎などレトロで趣きのある建物や観光スポット、各種イベントなどの資源やフェイスブック等のメディアを活用し、新たなまちのにぎわいを創り出すことをめざします。

また、取組みを通じて得られたノウハウを、今後、県内各地域のにぎわいづくりに活かしていきます。



## (2) 外国人を引きつける 魅力あふれる神奈川

【関係局】 政策局・産業労働局・教育局

### 外国人観光客の誘客促進

外国人観光客の増加を図るため、国、市町村、民間事業者などとの連携による、海外での観光展、商談会でのプロモーション活動、メディアの招聘や、知事によるトップセールスを行います。

また、外国語版ホームページなどにより、海外に向けた観光情報発信を強化します。

### 新たな観光の核づくり（再掲）

横浜・鎌倉・箱根に次いで、海外にも強力に発信できる魅力的で新たな観光の核づくりを進めるため、企業や市町村などから、その実現のための構想やプロジェクトを募集し、優れたものを認定します。

また、県は、認定した城ヶ島、大山、大磯を対象とする構想の実現に向けて、地域の取組みと連携し、積極的なPR支援などを行っていきます。

### 「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録の推進と魅力発信（再掲）

世界遺産登録を視野に入れ、神奈川が誇る歴史的な文化遺産である「武家の古都・鎌倉」を守り、後世に伝える取組みを進めるとともに、その魅力を積極的に発信します。

#### ◆認定した新たな観光の核づくりの構想

“ホテルになった村”構想と“統合医療”構想による「観光+医療ツーリズム+グリーンツーリズム」と産業観光による観光の核づくり  
(三浦市〔城ヶ島・三崎漁港周辺〕)

大山魅力再発見「平成大山講」プロジェクト ～体感！悠久の歴史・安らぎの霊峰大山～  
(伊勢原市大山・日向地区、秦野市蓑毛地区・ヤビツ峠)

三つの舞台を中心にニューツーリズムによる日本一の保養地再生（大磯町）



▲城ヶ島（馬の背洞門）



▲大山



▲旧東海道松並木

### (3) 観光で元気になる神奈川

【関係局】産業労働局

#### 観光まちづくり人材の育成や観光関連産業の活性化

- ① 観光まちづくりを担う人材の育成  
地域の観光魅力づくりを促進するため、観光まちづくりを担う人材を育成します。
- ② 観光関連産業の活性化  
観光関連産業の活性化を図るため、市町村や観光事業者等、農業・漁業・製造業者などと幅広く連携し、オール神奈川での観光キャンペーンの実施やかながわ製品の販路拡大などを図ります。

#### 商店街を核とした地域の魅力づくりー商店街観光ツアーの推進

人を引きつける魅力あるまちづくりを促進するため、商店街が中心となっ  
て行う地域ブランドの確立やまちのにぎわい創出などの取組みを支援します。

また、地域やまちの活性化を図るため、中心となり活動する若手商業者などの  
人材を育成します。

こうした取組みなどを踏まえ、地域ならではの魅力を持った商店街を巡る商店  
街観光ツアーを推進します。

#### ◆大学との連携

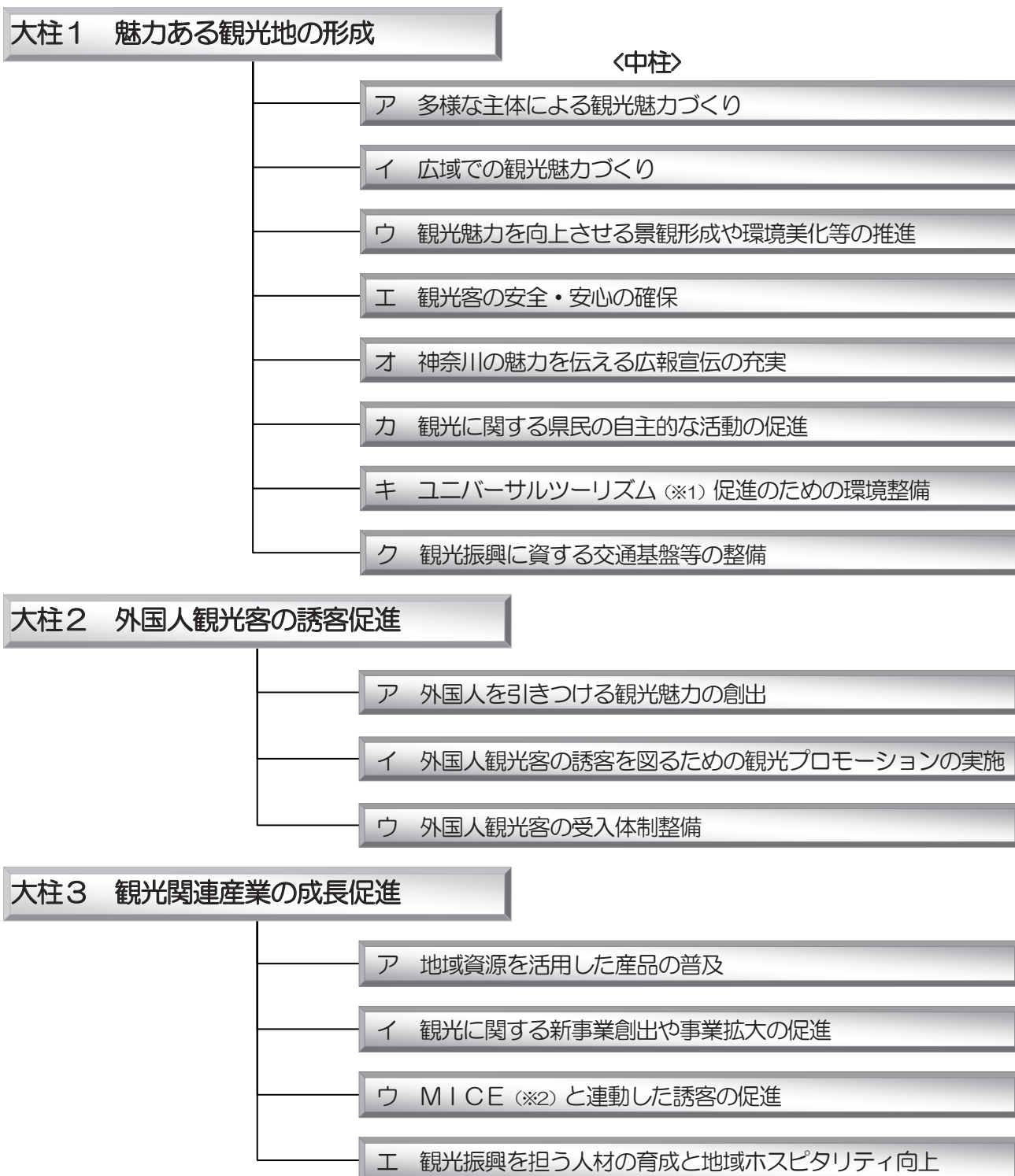
県と県内に立地する観光関係の学部、学科を有する4大学（松蔭大学、  
東海大学、文教大学、横浜商科大学）が、観光分野で幅広く連携を図るた  
め、「かながわ観光大学推進協議会」を設立しました。

本協議会では、人材育成事  
業を中心に事業を展開し、各  
大学の特色を生かした「かな  
がわ移動観光大学」や神奈川  
の観光振興をテーマとしたシ  
ンポジウムなどを開催してい  
ます。



## 4 施策体系

神奈川の観光の3つの将来像の実現に向けて、次の体系により、施策・事業を展開します。



※1 ユニバーサルツーリズム：年齢や障害の有無にかかわらず、全ての人が気兼ねなく参加し楽しめる旅行。

※2 MICE：企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字から成る造語。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

## 大柱 1 魅力ある観光地の形成

神奈川には、豊かな自然、歴史・文化、優れた都市景観、個性あふれる街並みなど、多彩な観光魅力にあふれています。

県内各地域の特性を踏まえた観光魅力の創出や観光まちづくりの取組みを促進し、「地域らしさ」があふれ、マグネット力のある観光地の形成に取り組めます。

また、交通基盤等の整備により、観光客の移動の利便性向上を図るほか、観光客の安全・安心のための環境整備などにより観光客の受入体制を充実することで、県民を含めた満足度を高め、何度も訪れたい神奈川を実現します。

### ア 多様な主体による観光魅力づくり

神奈川の観光魅力を一層高めるため、市町村、観光事業者等、NPOや県民など、様々な主体による地域の特性を活かした観光魅力の向上や創出に向けた取組みを促進、支援します。

また「水」や「商店街」、「文化」など、新しい神奈川の魅力づくりに各主体と連携して取り組めます。

#### (小柱)

##### ① 地域の資源を活用した観光の推進

それぞれの地域が育んだ独自の地域資源を活用した観光魅力づくりを進め、産業観光など、人々を引きつける地域ならではの観光を推進します。

##### ② 新たな観光の核づくり

横浜・鎌倉・箱根に次いで、海外にも強力に発信できる魅力的で新たな観光の核づくりを進めるため、企業や市町村などから、その実現のための構想やプロジェクトを募集し、優れたものを認定します。

また、県は、認定した城ヶ島、大山、大磯を対象とする構想の実現に向けて、地域の取組みと連携し、積極的なPR支援などを行っていきます。

##### ③ 地域活性化に向けた拠点づくり

江の島、大涌谷など、市町村や民間、地域住民などの連携により、既に自主的に取組みが進んでいる地域について、県がその活動を支援し、地域と連携することにより、新たな魅力づくりに取り組み、地域の活性化を図ります。

##### ④ 箱根ジオパークを活用した観光の推進

箱根火山とその周辺地域が有する地質をはじめ、自然、歴史、文化などの多様な資源を、日本ジオパークに認定された「箱根ジオパーク」として活用することで、新たな魅力を加えた観光を推進します。

⑤ 水の観光の促進

神奈川の豊かな水を観光資源として活用し、地域の魅力向上を図るため、水の観光キャンペーンなどに取り組みます。

⑥ 商店街観光ツアーの推進

商店街を観光資源として捉え、地域ならではの魅力を持った商店街を巡る商店街観光ツアーを推進します。

⑦ 地域のイベントなどへの支援

市町村、観光事業者等、NPOや県民などが行う地域のイベントなどを支援します。

⑧ 教育旅行誘致の推進

産業観光やグリーン・ツーリズムなど、体験学習型の観光プログラムの開発と、それを活用した観光プロモーション活動を展開し、県内外からの教育旅行誘致を推進します。

⑨ 富士箱根伊豆交流圏における観光の推進（再掲）

富士箱根伊豆地域の多彩な観光資源を活用し、交流・連携を通じて地域の活力を一層高めるため、山梨県・静岡県・神奈川県の子三県共同で観光客の誘客促進を図るとともに、県域を越えた関係市町村による連携した取組みを支援します。

⑩ 「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録を視野に入れた取組みの推進

世界遺産登録を視野に入れ、神奈川が誇る歴史的な文化遺産である「武家の古都・鎌倉」を守り、後世に伝える取組みを進めるとともに、その魅力を積極的に発信します。

⑪ 指定文化財の保存修理等

国・県指定文化財などの適切な保存及び活用を図るための支援を行います。

⑫ 文化芸術によるにぎわいの創出－「マグカル」の展開

文化芸術の人を引き付ける力を活かした新たなまちの賑わいづくりをめざす「マグカル(マグネット・カルチャー)」事業を展開します。

⑬ 文化芸術等の振興

神奈川ならではの舞台芸術作品の創造・発信をはじめ、伝統芸能、舞台芸術作品の公演などへの支援を行います。

また、博物館や美術館での展示や教育普及活動を通じ、地域の歴史や文化、自然などに対する理解を深める取組みを推進します。

⑭ 医食農同源の取組みとの連携の推進

食生活習慣の改善に向けた取組みや医食農同源の考え方に立った、未病を治す取組みと連携した観光を推進します。

⑮ 観光まちづくりの促進

地域の観光資源を活用した地域主体の取組みを支援し、何度も訪れてみたい、住んでみたいと思うような、人を引きつける観光まちづくりを促進します。

⑯ 観光に関する調査の実施

観光魅力づくりや観光客の誘客に向けた施策をより戦略的に展開するため、市町村と連携し、神奈川を訪れる観光客の調査を行うとともに、観光客の特性を調査します。

**イ 広域での観光魅力づくり**

複数の市町村、隣接都県に跨る広域連携を促進し、観光資源の特性や観光客のニーズを踏まえた観光魅力づくりを進めます。

(小柱)

① 富士箱根伊豆交流圏における観光の推進

富士箱根伊豆地域の多彩な観光資源を活用し、交流・連携を通じて地域の活力を一層高めるため、山梨県・静岡県・神奈川県の子三県共同で観光客の誘客促進を図るとともに、県域を越えた関係市町村による連携した取組みを支援します。

② 行政区域を越えた広域連携の推進

観光資源が複数の市町村や隣接都県に跨るものがあることから、観光資源の特性に応じた広域での観光振興を推進します。

③ 横浜・鎌倉・箱根との連携の推進

県内の3つの主要な国際観光地が連携することにより県内の回遊性を高め、宿泊滞在型観光を促進します。

④ 「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録を視野に入れた取組みの推進(再掲)

世界遺産登録を視野に入れ、神奈川が誇る歴史的な文化遺産である「武家の古都・鎌倉」を守り、後世に伝える取組みを進めるとともに、その魅力を積極的に発信します。

**ウ 観光魅力を向上させる景観形成や環境美化等の推進**

観光客の満足度を高めるため、歴史的な街並み、風情ある温泉地や港町などの景観形成や環境美化の取組み等を促進します。

(小柱)

① 景観形成の推進

神奈川県景観条例に基づき、景観づくりに関する施策を実施することにより、魅力ある景観まちづくりを推進します。



② 近代建造物と邸園を保全・活用した地域づくり

相模湾沿岸地域などに数多く点在する、歴史的・文化的な遺産である近代建造物と邸園を保全・活用した地域づくりを推進します。

③ 不法投棄防止・環境美化等の取組み

観光地などにおける不法投棄の防止や環境美化等の取組みを促進し、美しい環境づくりに取り組めます。

④ 観光資源の維持保全

地域の魅力向上に資する自然環境を保全するとともに、自然に親しむ場としての活用を図ります。

また、温泉の実態調査を実施し、温泉の保護及びその利用の適正を図ります。

## エ 観光客の安全・安心の確保

神奈川県地震災害対策推進条例及び地域防災計画等に基づき、関係機関と連携し、災害に強い県土づくりや観光客の災害時の安全確保に努めるとともに、観光案内所などを通じた災害や事故に関する情報提供や、観光施設などに対する観光客の安全対策に関する助言などにより、観光客の安全・安心の確保を図ります。

### (小柱)

① 安全・安心に係る情報の提供

観光ホームページや観光案内所などを通じた安全・安心に係る情報の提供に取り組めます。

また、観光客の食の安全・安心を確保するため、食品表示制度の普及・啓発を行うことにより、観光客が食品を選ぶ際に必要な情報を得るための食品表示の適正化を図ります。

② 地域の防災対策に係る計画の策定

県内の地震災害、風水害その他の災害などに関して総合的な対策を定め、事前の対策を推進して災害に強い安全な県土づくりを進め、県民や県内を訪れる観光客の安全・安心の確保を図ります。

③ 災害時応急活動体制の強化

大規模災害発生時に、市町村等への情報提供を通じて、迅速、的確な応急対策を実施し、県民や県内を訪れる観光客の安全・安心を図ります。

また、県西部地域における地震・火山に関する観測、調査、研究を推進します。

④ 危機管理体制の整備

県民や県内を訪れる観光客に重大な被害、損害を及ぼす事件、事故等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、関係部局等により構成する会議を開催するなど、情報

の共有等を図り、迅速な対応に努めます。

#### ⑤ 災害時における外国語での情報提供（再掲）

災害発生時にホームページなどを通じて外国人観光客に災害情報を発信します。

また、神奈川県災害対策本部等が、多言語化すべき緊急情報と判断したものについて、やさしい日本語や多言語で県ホームページに掲載するなどにより、情報提供します。

### オ 神奈川の魅力を伝える広報宣伝の充実

市町村や観光事業者等と連携し、多彩な魅力を有する神奈川の観光イメージの向上を図るとともに、新しい通信手段を使ったプロモーションなど、神奈川の観光魅力を伝えるPR活動を展開します。

#### （小柱）

##### ① 市町村等との連携による観光キャンペーン等の実施

市町村、観光事業者等との連携による、観光キャンペーンや観光展への出展などを通じて、県内外からの観光客の増加を図ります。

##### ② 観光情報の発信

ホームページやパンフレットなどにより、本県の観光魅力や情報を広く発信します。また、フェイスブックやツイッターなどのSNSを活用し、コミュニケーションの広がりによる情報発信を促進します。

さらに、企業との包括協定に基づく連携による情報発信を推進します。

##### ③ 神奈川の観光イメージ向上の取組み

神奈川にゆかりがある著名人を「かながわ観光親善大使」として任命し、多彩で効果的な観光PRを展開し、県の観光イメージの向上を図ります。

#### ◆ かながわ観光親善大使の方々

上野水香氏（バレリーナ）

船越英一郎氏（俳優）

高島礼子氏（女優）

八木亜希子氏（キャスター）

河村隆一氏（アーティスト）

新垣里沙氏（女優） & カナガワニ（tvkキャラクター）

## カ 観光に関する県民の自主的な活動の促進

観光ボランティアガイドとしての活動など、観光に係わる県民の自主的活動を支援します。  
また、地域や民間の優れた観光振興への取組みを奨励するための顕彰制度により、地域が主体となった観光まちづくり活動などを促進します。

### (小柱)

#### ① 観光ボランティアガイドへの支援

観光案内の重要な担い手である観光ボランティアの人材育成への支援を行います。

#### ② 観光に関する顕彰の実施

観光振興に資する優れた取組みを行った団体や個人を表彰することにより、地域が主体となった観光まちづくりや観光振興への新たな取組みなどの促進を図ります。

#### ③ 大学との連携による人材育成(再掲)

県内の大学と連携し、観光産業や観光まちづくりを担う人材の育成、県民のホスピタリティの向上などに取り組みます。

## キ ユニバーサルツーリズム促進のための環境整備

年齢、障害の有無、使用言語にかかわらず、誰でも神奈川の観光を楽しめるよう、環境整備に取り組みます。

### (小柱)

#### ① 観光バリアフリーに関する情報の発信

ホームページやパンフレットなどを通じて、本県の観光魅力やユニバーサルツーリズムの推進に向けた情報を広く発信します。

#### ② 外国語での観光情報の発信(再掲)

ホームページなどを通じて外国語による本県の魅力や観光情報を発信します。

#### ③ 観光ボランティアガイドへの支援(再掲)

観光案内の重要な担い手である観光ボランティアの人材育成への支援を行います。

#### ④ 観光バリアフリー施設の整備促進

みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、市町村、観光事業者等と連携し、ユニバーサルデザインの観点に立った取組みを推進します。

## ク 観光振興に資する交通基盤等の整備

交流と連携を支える交通ネットワークの充実を図ることにより、観光客の観光地への来訪及び観光地間の移動の円滑化を促進します。

(小柱)

### ① 自動車専用道路網の整備

さがみ縦貫道路や新東名高速道路など、県土構造の骨格として重要な自動車専用道路網の整備を促進します。

### ② インターチェンジ接続道路の整備

新たに整備される自動車専用道路への円滑なアクセスを確保するため、インターチェンジ接続道路の整備を推進します。

### ③ 交流幹線道路網の整備

自動車専用道路網を補完して、地域の交流・連携を支える幹線道路網の整備を推進します。

### ④ 地域分断・交通のボトルネックの解消

大河川や鉄道などによる地域分断や交通のボトルネックを解消し、道路ネットワーク全体の機能強化を図るため、橋りょうの整備や鉄道との立体交差などを推進します。

### ⑤ 鉄道網の整備促進

リニア中央新幹線の建設促進と県内駅設置や東海道新幹線新駅の設置、これらを繋ぐJR相模線複線化等の促進に向けて取り組むとともに、神奈川東部方面線整備などを促進します。

### ⑥ 羽田空港周辺のアクセスの整備促進

羽田空港の国際化を活用したまちづくりが進められるなか、空港周辺の交通アクセスとして、道路や鉄道の整備を促進します。

### ⑦ 国際観光地箱根振興の推進

魅力あふれる箱根づくりに向けた大涌谷の再整備を行うとともに、渋滞対策や回遊性の向上の取組みなどを推進します。

### ⑧ うるおいのあるみち空間の形成

幅が広く段差のない、誰もが歩きやすい歩道の整備を行うとともに、街路樹・植樹帯の整備などの道路緑化の推進による、環境に配慮したうるおいのあるみち空間の形成に取り組みます。

## 大柱2 外国人観光客の誘客促進

外国人観光客を引きつける観光魅力づくりや、広域連携による観光プロモーションなどの展開のほか、外国人が一人でも安心してまち歩きができる観光情報の提供などの受入体制整備により、海外からの観光客の誘致を促進します。

### ア 外国人を引きつける観光魅力の創出

伝統芸能や日本文化の体験プログラム、和の文化を伝える温泉や歴史的な街並みなど、本県の地域資源を活かした外国人観光客を引きつける観光魅力づくりを促進します。

#### (小柱)

##### ① 富士箱根伊豆国際観光テーマ地区の取組み

山梨県・静岡県及び県内の市町・観光事業者等と連携して、外国人観光客の誘客に向けた観光魅力の情報発信やプロモーション活動に取り組みます。

##### ② 外国語での観光情報の発信

ホームページなどを通じて外国語による本県の魅力や観光情報を発信します。

##### ③ 新たな観光の核づくり(再掲)

横浜・鎌倉・箱根に次いで、海外にも強力に発信できる魅力的で新たな観光の核づくりを進めるため、企業や市町村などから、その実現のための構想やプロジェクトを募集し、優れたものを認定します。

また、県は、認定した城ヶ島、大山、大磯を対象とする構想の実現に向けて、地域の取組みと連携し、積極的なPR支援などを行っていきます。

##### ④ 「かながわ国際ファンクラブ」の活用

留学生や神奈川ゆかりの外国人などをネットワーク化する「かながわ国際ファンクラブ」の活用により、神奈川の魅力を世界にアピールします。

##### ⑤ 横浜・鎌倉・箱根との連携の推進(再掲)

県内の3つの主要な国際観光地が連携することにより県内の回遊性を高め、宿泊滞在型観光を促進します。

##### ⑥ 「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録を視野に入れた取組みの推進(再掲)

世界遺産登録を視野に入れ、神奈川が誇る歴史的な文化遺産である「武家の古都・鎌倉」を守り、後世に伝える取組みを進めるとともに、その魅力を積極的に発信します。

## イ 外国人観光客の誘客を図るための観光プロモーションの実施

アジア、欧米などの国・地域ごとの旅行目的や旅行形態の特性に応じた観光プロモーションを展開し、本県への来訪を促進します。

また、観光案内所などでの観光案内の充実によりPRを行うとともに、豊かな自然や温泉など、本県の地域資源を活かした外国人観光客を引きつける観光魅力づくりを促進します。

### (小柱)

#### ① 海外での観光プロモーションの実施

市町村や観光事業者等と連携し、海外での観光展への出展、商談会でのプロモーション活動や知事のトップセールスを行い、本県への誘客を図ります。

#### ② 富士箱根伊豆国際観光テーマ地区の取組み(再掲)

山梨県・静岡県及び県内の市町・観光事業者等と連携して、外国人観光客の誘客に向けた観光魅力の情報発信やプロモーション活動に取り組みます。

#### ③ 外国語での観光情報の発信(再掲)

ホームページなどを通じて外国語による本県の魅力や観光情報を発信します。

#### ④ 海外向け広報の実施

英語による海外向け広報サイト“カナガワ・アップデート”と“フォトトピックス”において、毎月、タイムリーに情報発信を行い、本県の持つ様々な魅力を海外にアピールします。

#### ⑤ 海外からの教育旅行の誘致促進

訪日教育旅行の誘致に向け、県内の教育機関や市町村、国などの関係機関との連携による取組みを行います。

## ウ 外国人観光客の受入体制整備

羽田空港観光情報センターでの情報提供や、観光ボランティアガイドへの支援など、外国人観光客の受入体制の充実を図ります。

### (小柱)

#### ① 外国語での観光情報の発信(再掲)

ホームページなどを通じて外国語による本県の魅力や観光情報を発信します。

#### ② 羽田空港観光情報センターの運営

近隣縣市との連携により運営している、羽田空港国際線ターミナル内の「羽田空港観光情報センター」での情報提供、効果的な観光PRやプロモーション活動を行います。

③ 外国語ボランティアガイドへの支援

外国人観光客の受入体制の充実を図るため、県内の善意通訳ガイドの活動を支援します。

④ 災害時における外国語での情報提供

災害発生時にホームページなどを通じて外国人観光客に災害情報を発信します。

また、神奈川県災害対策本部等が、多言語化すべき緊急情報と判断したものについて、やさしい日本語や多言語で県ホームページに掲載するなどにより、情報提供します。

### 大柱3 観光関連産業の成長促進

神奈川の特徴ある製品の開発や販売促進を通じて、特産品・名産品としての魅力アップを図ります。

また、観光分野の新たな事業の創出や、観光関連の事業の県内取引を促進し、地域経済の活性化を図ります。

#### ア 地域資源を活用した製品の普及

地域の魅力的な特産品や名産品の情報発信や販路開拓への支援により、販売促進などによる地域活性化や製品の魅力を活かした誘客の促進を図ります。

##### (小柱)

##### ① かながわ製品の販路拡大への取組み

アンテナショップの運営により、「かながわの名産100選」をはじめとする、かながわ製品の情報発信を行うとともに、消費者ニーズを把握し、県内外での販売機会を提供し、地域製品の販路開拓を支援します。

また、企業との包括協定による販路拡大に取り組みます。

##### ② かながわブランドの普及推進

湘南ゴールドや足柄茶など、本県の特徴ある製品の魅力を発信し、ブランド力の強化に取り組みます。

##### ③ 新たな製品の開発

製造業者や商業者と連携し、新たな製品を開発することにより、本県の特産品や名産品のイメージアップに取り組みます。

##### ⑤ 水の観光の促進(再掲)

神奈川の豊かな水を観光資源として活用し、地域の魅力向上を図るため、水の観光キャンペーンなどに取り組みます。

##### ⑥ 商店街観光ツアーの推進(再掲)

商店街を観光資源として捉え、地域ならではの魅力を持った商店街を巡る商店街観光ツアーを推進します。



## イ 観光に関する新事業創出や事業拡大の促進

観光分野における新しい事業の立ち上げや、事業拡大の支援など、観光事業者をはじめとする観光産業の経営基盤強化を図ります。

(小柱)

### ① 経営相談などの実施

中小企業者に対する相談受付や専門家派遣などを通じて、観光事業者の経営向上を図ります。

### ② 資金調達の支援

観光事業者に対する設備資金や運転資金の調達を支援するための制度融資を行います。

## ウ MICEと連動した誘客の促進

コンベンション施設や観光事業者等との連携による会議や文化・スポーツイベントなどの誘致に加え、アフターコンベンションやエクスカージョン（付随する小旅行）など、MICEと連動した観光振興を促進します。

(小柱)

### ① MICEと連動した観光の振興

コンベンション施設や観光事業者等との連携による、MICEの誘致やこれと連動した観光振興を促進します。

## エ 観光振興を担う人材の育成と地域ホスピタリティ向上

地域への愛着を高め、地域資源の再発見を促すなど、県民一人ひとりの観光振興に関する啓発や、観光まちづくりをリードする中核的な人材、観光サービスの担い手など、様々な分野での観光人材の育成を図ります。

また、観光客の満足と再来訪に直結する接遇の向上やおもてなしの心の醸成など観光事業者から県民まで、地域全体のホスピタリティの向上を図ります。

(小柱)

### ① 観光振興のためのセミナー等の開催

観光資源の磨き上げにより、広く地域の魅力向上を図るため、観光事業者等を対象としたセミナーなどを開催します。

### ② 大学との連携による人材育成

県内の観光関連学部を有する大学と連携し、観光産業や観光まちづくりを担う人材の育成、県民のホスピタリティの向上などに取り組みます。

③ 観光関連産業でのインターンシップの実施

観光関連の会社でのインターンシップを通じて、観光関連産業に就職を希望する生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育て、生徒が主体的に進路を選択する能力や態度を身につけるためのキャリア開発を推進します。

④ 観光に関する顕彰の実施（再掲）

観光振興に資する優れた取組みを行った団体や個人を表彰することにより、地域が主体となった観光まちづくりや観光振興への新たな取組みなどの促進を図ります。

## 5 達成目標の設定

本計画の重点プロジェクト及び施策体系に位置づけた施策事業の実施により、神奈川の観光の将来像にどの程度近づいてきたか、その達成度を測る象徴的な数値目標を設定し、毎年度の評価を行います。評価に当たって、様々な角度から達成状況を検証していくため、複数の数値目標を設定しています。

### (1) 将来像「何度も訪れたい神奈川」に関する目標

#### ア 入込観光客数（暦年）

入込観光客数は、2010年までの過去3年間で毎年平均100万人程度伸びています。今後、新たな観光の核づくりなど、新たな観光資源を生かした観光振興などに取り組むことにより、2015年は1億7,800万人を目標値として設定します。また、これまでの入込観光客数の最大であった1億8,000万人（2009年）をめざして取組みを強化していきます。

項目	現状(2010年)	2013年	2014年	2015年
入込観光客数 (延べ観光客数)	1億7,400万人	1億7,500万人	1億7,600万人	1億7,800万人

※ 神奈川県「入込観光客調査」結果に基づき設定。

#### イ 宿泊客の満足度（年度）

宿泊客の満足度は、2011年度までの過去3年間で年平均2%程度伸びています。今後、観光資源の魅力向上や人材育成の充実等に引き続き取り組むことで、2015年度は58%を目標値として設定します。

項目	現状(2011年度)	2013年度	2014年度	2015年度
宿泊客の満足度 (大いに満足)	49.7%	52.0%	55.0%	58.0%

※ 神奈川県「観光客消費動向等分析調査」結果に基づき設定。

#### ウ 延べ宿泊者数（暦年）

2012年の延べ宿泊者数は、東日本大震災前と比べ、ほぼ横ばいとなっていますが、今後も引き続き、広域連携など宿泊滞在を伸ばす取組みを進めることで増加をめざし、2015年は1,810万人を目標値として設定します。

項目	現状(2012年)(*)	2013年	2014年	2015年
延べ宿泊者数	1,725万人	1,753万人	1,781万人	1,810万人

※ 観光庁「宿泊旅行統計調査」結果に基づき設定。

(\*) 2012年は県観光課推計

### (2) 将来像「外国人を引きつける魅力あふれる神奈川」に関する目標

#### ア 外国人旅行者の訪問者数（暦年）

外国人旅行者の本県への訪問者数は、2012年は106万人と推計されます。2010年までの過去3年間平均で毎年6万人程度増えていることから、インバウンドの取組みを強化していくことを踏まえ、2015年は136万人を目標値として設定します。

項目	現状(2012年)	2013年	2014年	2015年
外国人旅行者の訪問者数	106万人	116万人	126万人	136万人

※ 観光庁「訪日外国人消費動向調査」及び日本政府観光局(JNTO)調査による推計に基づき設定。

### イ 外国人延べ宿泊者数（暦年）

2012年の県内で宿泊する外国人延べ宿泊者数は、90万人程度と見込まれ、東日本大震災前と比べ、ほぼ横ばいとなっています。今後も海外への観光プロモーションを実施することなどで増加をめざし、2015年は114万人を目標値として設定します。

項目	現状(2012年) (*)	2013年	2014年	2015年
外国人延べ宿泊者数	90万人	98万人	106万人	114万人

※ 観光庁「宿泊旅行統計調査」結果に基づき設定。

(\*) 2012年は県観光課推計

### (3) 将来像「観光で元気になる神奈川」に関する目標

#### ア 観光客が県内で消費する平均観光消費額（年度）

本県への旅行1回あたりの平均観光消費額は、観光の「安近短」傾向の広がりなどから、減少傾向にあります。今後は、経済のエンジンを回す取組みの着実な推進などにより、2015年度は、日帰り10%増(4,500円)、宿泊5%増(29,000円)を目標として設定します。

項目	現状(2010年度)	2013年度	2014年度	2015年度
平均観光消費額 (日帰り)	4,100円	4,230円	4,360円	4,500円
平均観光消費額 (宿泊)	27,600円	28,000円	28,500円	29,000円

※神奈川県「観光客消費動向等分析調査」結果に基づき設定。

#### イ 観光消費額(全県総額)（年度）

県内の観光消費額については、オール神奈川での観光キャンペーンやかながわ商品の販売促進などに取り組むことで、2015年度は7,000億円を目標として設定します。

項目	現状(2010年度)	2013年度	2014年度	2015年度
観光消費額	6,600億円	6,700億円	6,800億円	7,000億円

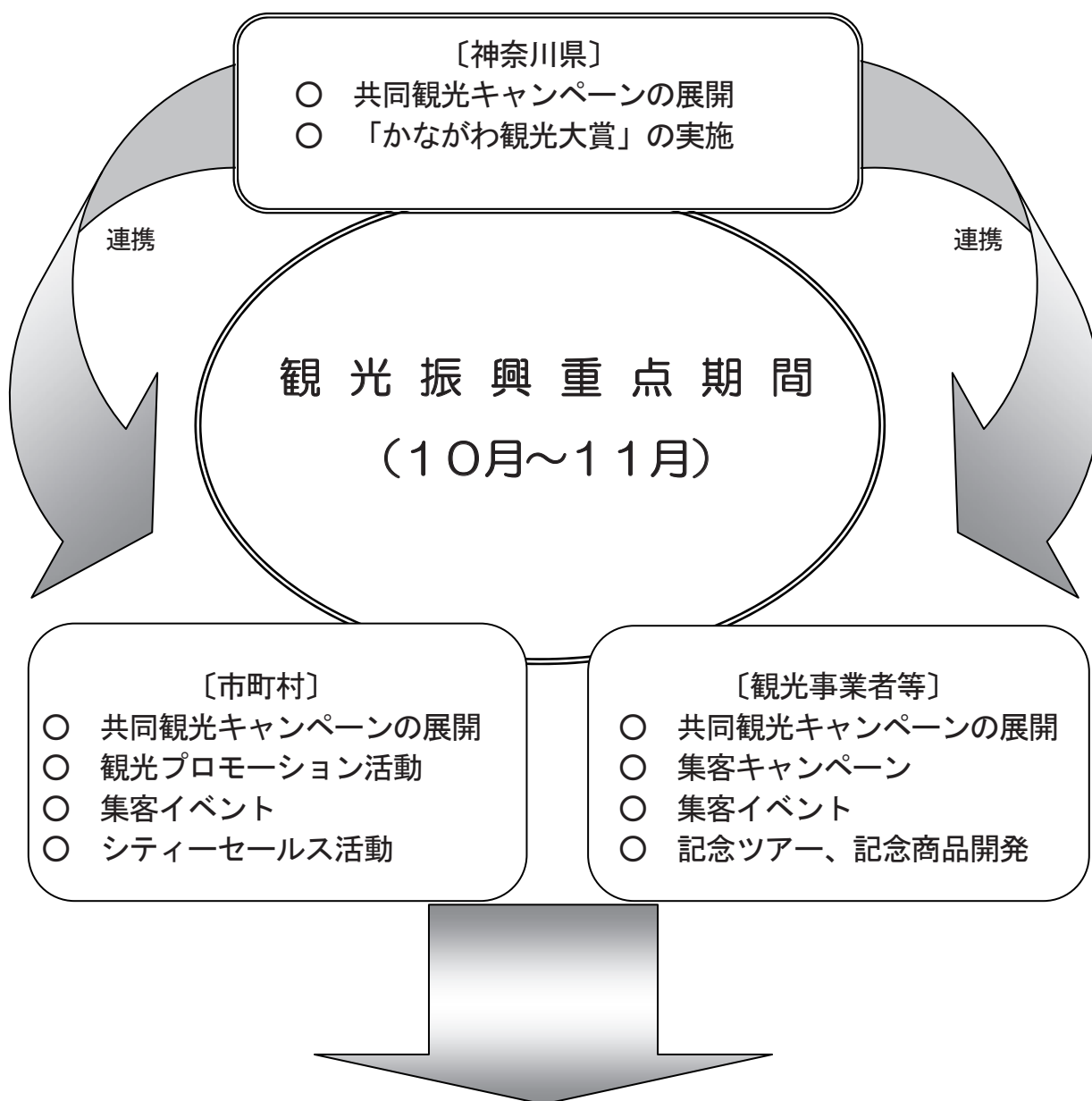
※ 神奈川県「観光客消費動向等分析調査」結果に基づき設定。数値の計算にあたっては、延べ観光客数から推計した実観光客数をもとに推計。

(注)「現状」については、2012年(度)の実績がでておらず、また、2011年(度)の実績が東日本大震災の影響が大きいものについては、基本的に2010年(度)の実績を使っています。

## 6 観光振興重点期間

計画に基づく観光振興施策の効果を高めるため、条例第19条に基づき、観光振興を重点的に展開する期間を設定します。

重点期間には、市町村や観光事業者等と連携して、共同観光キャンペーンをはじめとした観光振興に取り組みます。



オール神奈川による効果的な観光振興を展開！

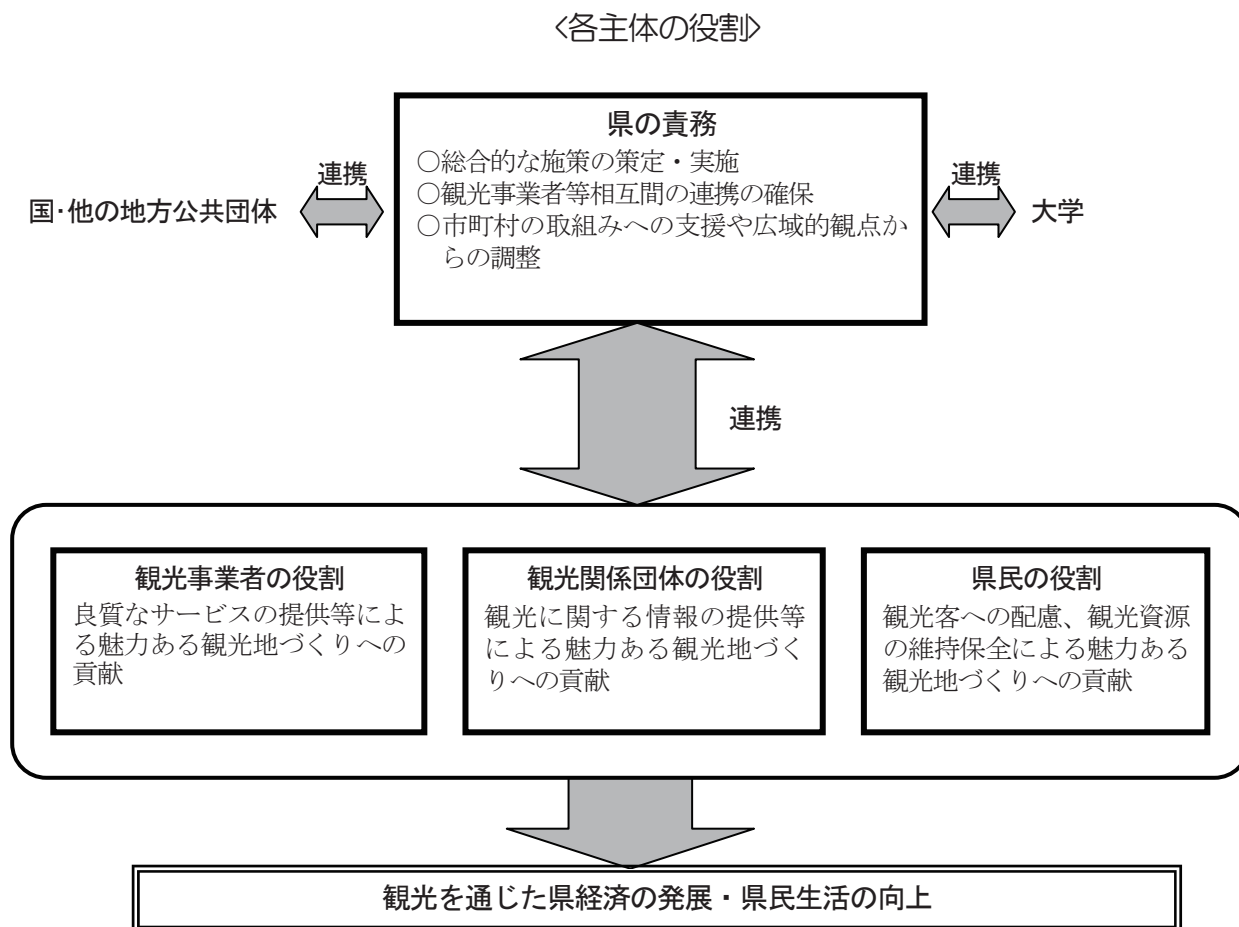


## 7 計画の推進体制・進行管理

### (1) 計画の推進にあたって

条例では、観光振興にあたっては、国、市町村、観光事業者、観光関係団体、県民、大学等による相互の連携が確保されるよう配慮されなければならないことを基本理念として示しています。

計画推進にあたっては、観光事業者や観光関係団体、行政などの主体がそれぞれの役割を認識し、協働して取り組みます。



### (2) 計画の推進体制

#### ア 県観光戦略本部

計画に掲げられた目標や構成事業については、観光が様々な分野と関わりがあることから、県観光戦略本部（本部長：知事）のもと、部局横断（クロスファンクション）で推進を図ります。

#### イ 観光立県かながわ推進連絡会議

条例に基づき、観光事業者、観光関係団体、NPO、大学等と連携した「観光立県かながわ推進連絡会議」により、重点プロジェクト、施策体系及び達成目標を共有化しながら、一体となって観光振興を図ります。

### (3) 計画の進行管理

#### ア 県観光戦略本部による検証

施策体系の3つの大柱ごとに掲げられた達成目標について、当該年度の達成状況を把握し、施策事業の評価と課題の整理を行います。

また、毎年度終了後、計画に位置づけられた構成事業ごとに当該年度の実施状況の検証を行います。

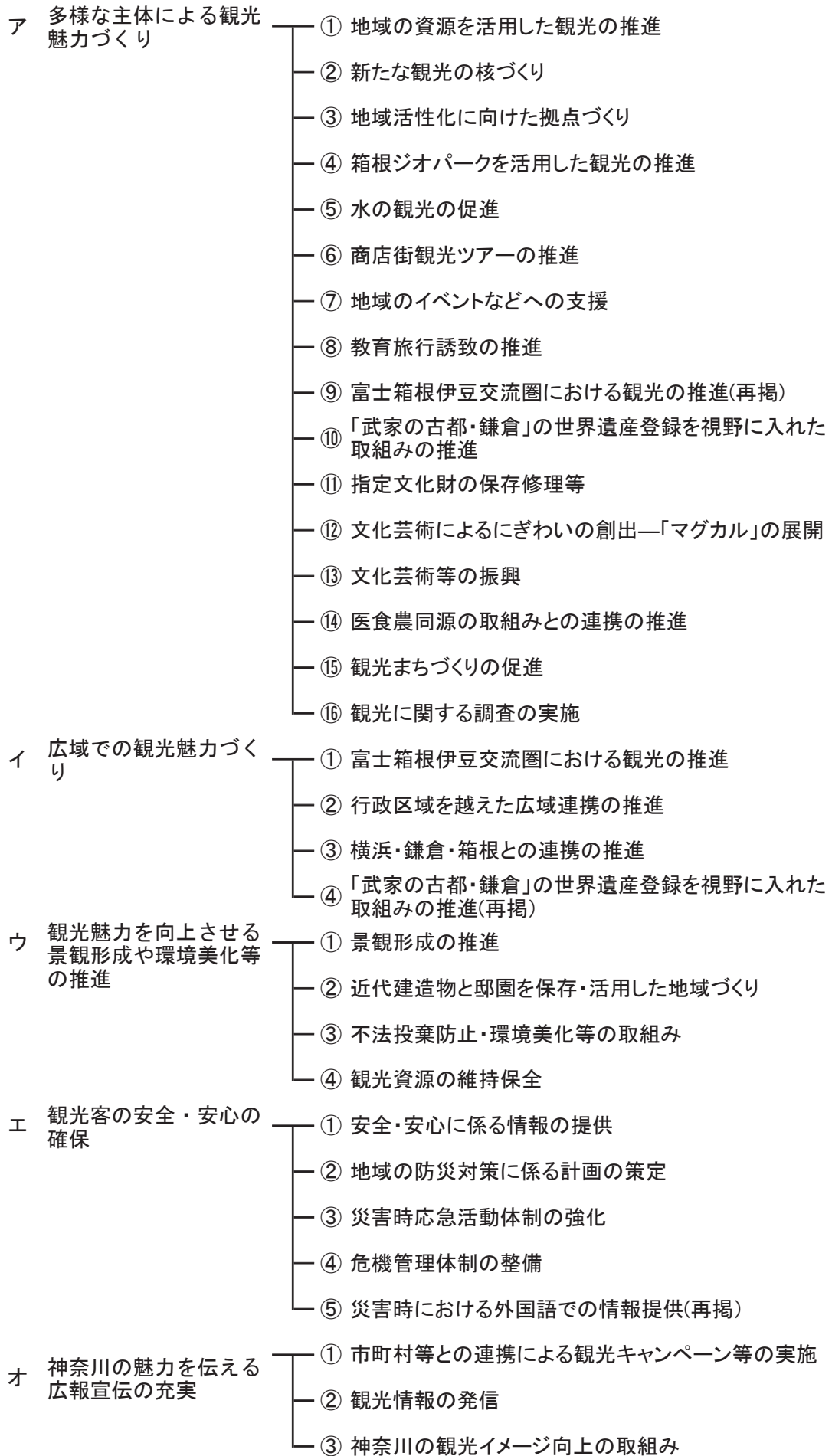
#### イ 県観光審議会による検証

県観光審議会では県観光戦略本部による検証や目標の達成状況を踏まえ、総合的な観点から検証を行います。

(参考)

## 施策体系表

### 大柱1 魅力ある観光地の形成





## 大柱1 魅力ある観光地の形成

- |   |                       |   |
|---|-----------------------|---|
| カ | 観光に関する県民の自主的な活動の促進    | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 観光ボランティアガイドへの支援</li> <li>② 観光に関する顕彰の実施</li> <li>③ 大学との連携による人材育成(再掲)</li> </ul>   |
| キ | ユニバーサルツーリズム促進のための環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 観光バリアフリーに関する情報の発信</li> <li>② 外国語での観光情報の発信(再掲)</li> <li>③ 観光ボランティアガイドへの支援(再掲)</li> <li>④ 観光バリアフリー施設の整備促進</li> </ul>   |
| ク | 観光振興に資する交通基盤等の整備      | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自動車専用道路網の整備</li> <li>② インターチェンジ接続道路の整備</li> <li>③ 交流幹線道路網の整備</li> <li>④ 地域分断・交通のボトルネックの解消</li> <li>⑤ 鉄道網の整備促進</li> <li>⑥ 羽田空港周辺のアクセスの整備促進</li> <li>⑦ 国際観光地箱根振興の推進</li> <li>⑧ うるおいのあるみち空間の形成</li> </ul> |

## 大柱2 外国人観光客の誘客促進

- |   |                             |   |
|---|-----------------------------|---|
| ア | 外国人を引きつける観光魅力の創出            | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 富士箱根伊豆国際観光テーマ地区の取組み</li> <li>② 外国語での観光情報の発信</li> <li>③ 新たな観光の核づくり(再掲)</li> <li>④ 「かながわ国際ファンクラブ」の活用</li> <li>⑤ 横浜・鎌倉・箱根との連携の推進(再掲)</li> <li>⑥ 「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録を視野に入れた取組みの推進(再掲)</li> </ul> |
| イ | 外国人観光客の誘客を図るための観光プロモーションの実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 海外での観光プロモーションの実施</li> <li>② 富士箱根伊豆国際観光テーマ地区の取組み(再掲)</li> <li>③ 外国語での観光情報の発信(再掲)</li> <li>④ 海外向け広報の実施</li> <li>⑤ 海外からの教育旅行の誘致促進</li> </ul>  |
| ウ | 外国人観光客の受入体制整備               | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 外国語での観光情報の発信(再掲)</li> <li>② 羽田空港観光情報センターの運営</li> <li>③ 外国語ボランティアガイドへの支援</li> <li>④ 災害時における外国語での情報提供</li> </ul>   |

大柱  
3  
観光関連産業の  
成長促進

- ア 地域資源を活用した産品の普及
  - ① かながわ産品の販路拡大への取組み
  - ② かながわブランドの普及推進
  - ③ 新たな産品の開発
  - ④ 水の観光の促進(再掲)
  - ⑤ 商店街観光ツアーの推進(再掲)
- イ 観光に関する新事業創出や事業拡大の促進
  - ① 経営相談などの実施
  - ② 資金調達の支援
- ウ MICEと連動した誘客の促進
- エ 観光振興を担う人材の育成と地域ホスピタリティ向上
  - ① MICEと連動した観光の振興
  - ① 観光振興のためのセミナー等の開催
  - ② 大学との連携による人材育成
  - ③ 観光関連産業でのインターシップの実施
  - ④ 観光に関する顕彰の実施(再掲)

# 神奈川県観光振興条例

平成21年10月16日  
条例第72号

## (目的)

**第1条** この条例は、観光の振興により将来にわたる持続的な本県の経済社会の発展が図られる観光立県かながわの実現が極めて重要であることにかんがみ、これに必要な観光の振興について、基本理念を定め、並びに県の責務及び観光事業者等の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光資源 優れた自然の風景地、良好な景観、歴史的風土、歴史的又は文化的価値の高い建造物、産業に関する施設、優れた食文化その他の観光の対象となる資源をいう。
- (2) 観光事業者 観光に関する事業を営む者をいう。
- (3) 観光関係団体 観光事業者が構成する団体その他の観光に関する活動を行う団体をいう。
- (4) 観光事業者等 観光事業者、観光関係団体及び県民をいう。
- (5) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関その他の研究機関をいう。

## (基本理念)

**第3条** 観光の振興は、本県に存在する多様な観光資源の特性が十分に発揮されることを旨として行われなければならない。

- 2 観光の振興に関する施策は、観光産業が商業、工業、農業等の多様な産業が関連する産業であり、かつ、将来にわたる県経済の発展に重要な役割を担う産業であるとの認識の下に講ぜられなければならない。
- 3 観光の振興に関する施策は、国外からの観光旅行の拡大が県民の国際相互理解及び地域の観光資源に対する理解の増進に資するものであるとの認識の下に講ぜられなければならない。
- 4 観光の振興に当たっては、県、国、他の地方公共団体、観光事業者等及び大学等による相互の連携が確保されるよう配慮されなければならない。
- 5 観光の振興に当たっては、将来にわたる持続的な観光の振興を図ることの重要性にかんがみ、観光資源の維持及び保全が図られるよう配慮されなければならない。
- 6 観光の振興に関する施策は、観光事業者等の自主的な取組が促進されることを旨として講ぜられなければならない。
- 7 観光の振興に関する施策は、観光が健康的でゆとりのある生活を実現する上で果たす役割の重要性にかんがみ、県民の観光旅行の促進とともに、誰もが安全かつ容易に観光旅行をすることができる環境の整備が図られるよう講ぜられなければならない。

## (県の責務)

**第4条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、観光事業者等の自主的な観光の振興に関する取組を促進するため、情報の提供、啓発活動その他の必要な支援を行うとともに、観光事業者等相互間の連携の確保に努めるものとする。
- 3 県は、市町村が行う観光の振興に関する施策の推進に関し、必要な支援及び広域的な見地からの調整を行うよう努めるものとする。

## (観光事業者の役割)

**第5条** 観光事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良質なサービスの提供に努め、観光旅行者の需要の高度化への対応を図ることにより、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 観光事業者は、県が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (観光関係団体の役割)

**第6条** 観光関係団体は、基本理念にのっとり、その活動を行うに当たっては、相互に連携を図りつつ、観光に関する情報の提供等に努めることにより、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、県が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (県民の役割)

**第7条** 県民は、基本理念にのっとり、観光旅行者に対する配慮並びに観光資源の維持及び保全に努めることにより、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 県民は、観光の振興の重要性についての関心と理解を深めるとともに、県が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (国及び他の地方公共団体との連携)

**第8条** 県は、観光の振興に関する施策の推進に当たっては、観光資源の有効な活用、国内外からの観光旅行者の来訪の促進等を図るため、国及び他の地方公共団体との連携を図るよう努めるものとする。

#### (大学等との連携)

**第9条** 県は、観光の振興に寄与する人材の育成等を推進するに当たっては、大学等との連携を図るよう努めるものとする。

#### (魅力ある観光地の形成)

**第10条** 県は、県内の多様な観光資源の有効な活用を図るため、その充実に資する活動に対する支援、情報の提供の総合的な実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県内の観光地における良好な景観の形成を図るため、市町村が行う良好な景観の形成及び美化活動に関する施策に対する支援、県民、事業者等が行う良好な景観の形成に関する活動及び美化活動に関する取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、県内における観光旅行の安全の確保を図るため、観光地における事故の発生の防止に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 県は、地域の特色を生かした魅力ある生産品の開発の促進を図るため、事業者による当該生産品の開発及び販路の開拓に当たっての助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (神奈川の魅力を伝える広報宣伝の充実)

**第11条** 県は、国内外からの観光旅行者の来訪の促進を図るため、多様な媒体の活用による本県の魅力に関する広報宣伝その他の広報宣伝の充実に必要な施策を講ずるものとする。

#### (観光の振興による地域経済の活力の向上)

**第12条** 県は、観光事業者の経営基盤の強化を図るため、事業活動に有用な知識の向上を図るための情報の提供、観光事業者が共同して行う事業に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、観光に関する事業への参入及び観光に関する新たな事業の創出の促進を図るため、当該参入及び創出に寄与する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、観光の振興に関する県民の自主的な活動の促進を図るため、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、国内外からの観光旅行者の来訪の促進を図るため、国際的又は全国的な規模で開催される行事の誘致の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (観光旅行者を迎える体制の整備)

**第13条** 県は、観光事業者等による観光旅行者に対する接遇の向上及び観光の振興に寄与する人材の育成の促進を図るため、研修の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、観光旅行者の利便の向上に資するよう、観光案内の充実に必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、観光旅行者の観光地への来訪の促進及び観光地間の移動の円滑化に資するよう、交通施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### (外国人観光旅客の来訪の促進)

**第14条** 県は、外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、海外における観光の需要に応じた広報宣伝の適切な実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (観光振興計画)

**第15条** 知事は、第10条から前条までに定める観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興に関する基本的な計画（以下「観光振興計画」という。）を定めなければならない。

2 観光振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 観光の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、観光振興計画を定めるに当たっては、神奈川県観光審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、観光振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、観光振興計画の変更について準用する。

#### (推進体制の整備)

**第16条** 県は、市町村、観光事業者等及び大学等と連携し、及び協働して、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための体制を整備するものとする。

#### (施策の検証)

**第17条** 知事は、観光の振興に関する施策の実施状況を検証するとともに、その検証の結果を観光の振興に関する施策に適切に反映させるよう努めるものとする。

#### (観光に関する統計の整備)

**第18条** 県は、観光の振興に関する施策の策定及び実施に資するため、観光旅行者数に関する統計その他の観光に関する統計の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### (神奈川県観光振興重点期間)

**第19条** 県は、市町村及び観光事業者等との連携による観光の振興を図るため、少なくとも毎年度1回、神奈川県観光振興重点期間を設ける。

2 神奈川県観光振興重点期間は、通算して1月以上とするものとする。

3 県は、神奈川県観光振興重点期間には、その趣旨にふさわしい活動を実施するものとする。

#### (財政上の措置)

**第20条** 県は、観光の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

2 知事は、観光振興計画を策定しようとするときは、この条例の施行の日前においても、神奈川県観光審議会の意見を聴くことができる。

##### (検討)

3 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 神奈川県観光振興計画策定経過

開催年月日	経 過
2012(平成24)年 6月14日	2012(平成24)年度第1回観光審議会
2012(平成24)年 9月 7日	2012(平成24)年度第2回観光審議会 (知事から観光審議会会長へ諮問)
2012(平成24)年11月21日	2012(平成24)年度第3回観光審議会
2013(平成25)年 2月 6日	2012(平成24)年度第4回観光審議会
2013(平成25)年 3月25日	観光審議会会長から知事へ答申

## 神奈川県観光審議会委員名簿

2013(平成25)年3月現在

氏 名	現 職 名	備 考
相 京 俊 二	社団法人日本観光振興協会事業推進グループ長	
石 井 洋 一	公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー専務理事	
井 手 太 一	公益社団法人神奈川県観光協会副会長	副会長
浦 辺 和 夫	京浜急行電鉄株式会社計画営業部長	
金 安 岩 男	慶應義塾大学名誉教授	会長
亀井 たかつぐ	県議会議員	
国 松 誠	県議会議員	
金 野 祥 治	小田急電鉄株式会社CSR・広報部長	
坂 本 友 理	株式会社JTB首都圏販売チーム調査役	
櫻 井 浩 志	国土交通省関東運輸局企画観光部観光地域振興課長	
菅 原 由美子	菅原由美子観光計画研究所主宰	
高 田 久美子	株式会社神奈川新聞社総合メディア局市民情報部記者	
高 橋 始	一般財団法人箱根町観光協会専務理事	
辻 のぞみ	日本政府観光局事業連携推進部観光情報戦略室長	副会長
坪 井 純 子	キリン株式会社CSV本部ブランド戦略部長	
芳 賀 ようじ	県議会議員	
羽 田 耕 治	横浜商科大学商学部教授	
深 澤 里奈子	料亭小宿ふかざわ代表・女将	
矢 口 正 子	株式会社交通新聞社「旅の手帖」編集長	
早稲田 夕 季	県議会議員	

五十音順

○退任委員

氏 名	就任時の職名
田 村 泰 之	小田急電鉄株式会社 営業推進部長 (2012(平成24)年6月まで)



